

わた SHIGA 輝く国スポ守山市輸送交通業務実施要項を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 会長 森 中 高 史

わた SHIGA 輝く国スポ守山市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会守山市輸送交通・警備・消防防災基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における輸送交通業務について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署および関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 基本的事項

業務の一般的な事項は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 輸送対象者は次の各号に定めるとおりとする。

ア 選手・監督

イ 競技役員

ウ 競技会役員、競技会係員、競技補助員、競技会補助員

エ 報道関係者、視察員

オ 一般観覧者

カ その他、市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務を行う期間は、原則として公式練習を含む各競技の会期中とする。

ただし、特別な事情から必要と認められる場合は、別に期間を定めることとする。

(3) 輸送の範囲は次の各号に定めるとおりとする。

ア 大会参加者に対して行う競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他大会関連諸行事の会場の相互間の輸送をいう。

イ 一般観覧者に対して行う競技会場、市実行委員会が指定する乗降駅、臨時駐車場の相互間の輸送をいう。

4 車両の確保

輸送車両の確保については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 計画輸送のため、関係機関・団体等の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保しなければならない。

(2) 臨時バスの運行が必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対し、協力の要請を行うとともに、必要な対策を講じなければならない。

(3) 大会期間中は、予備車を確保して緊急時に備えなければならない。

5 関係者輸送業務

輸送業務の内容については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 各競技会にかかる輸送については、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所および発着時刻等を内容とする輸送計画を策定しなければならない。

(2) 輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定しなければならない。

(3) 参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定しなければならない。

(4) 宿舍および競技会場等への円滑な誘導案内のため、必要に応じて駅等に案内所を設置しなければならない。

(5) 一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て、適切な対策を講じなければならない。

6 交通対策

会場周辺および関係者輸送時に伴う交通対策の内容については、次の各号の定めるとおりとする。

(1) 駐車場対策

ア 駐車場については、道路交通事情ならびに大会参加者および一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場および練習会場等の周辺に、必要に応じて臨時駐車場を確保しなければならない。

イ 駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、場内での事故防止に努めなければならない。

ウ 交通混雑防止と駐車場等への適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付しなければならない。

(2) 交通安全対策

ア 各競技の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施しなければならない。

イ 大会参加者および一般観覧者が確実に目的地に到達できるよう、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に仮設の案内標識を設置しなければならない。

ウ 競技会場周辺等における通行の安全および交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員等を配置し、交通の整理誘導を実施しなければならない。

7 その他

その他の事項については、次に定めるとおりとする。

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議の上、別に定める。
- (2) 軟式野球競技については、東近江市、甲賀市、草津市、日野町、近江八幡との共催のため、同競技会における輸送交通業務については、共催自治体と別途協議の上、必要に応じて別に定める。
- (3) サッカー競技については、一部日程において、甲賀市水口スポーツの森多目的グラウンドおよび陸上競技場を使用することから、輸送交通業務について、甲賀市と別途協議の上、必要に応じて別に定める。
- (4) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年9月6日から施行する。